



2019年10月24日

各位

会社名	株式会社フルヤ金属		
代表者名	代表取締役社長	古屋	堯民
	(コード番号：7826)		
問合せ先	取締役総務部長	大石	一夫
電話	03-5977-3377		

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2019年9月26日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、下記の通り訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】(訂正箇所は下線を付しております。)

3. 本割当契約の概要

【訂正前】

② 譲渡制限株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

【訂正後】

② 譲渡制限株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

【訂正前】

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

【訂正後】

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

以上